

厚生労働省、文部科学省との意見交換に係る質問事項

現在、貴省との意見交換を行うべく調整を行っておりますが、その意見交換のため、以下のとおり質問をさせていただきますので、事前に当方までご回答下さいますようお願い申し上げます。

■認定こども園について

11. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ① b 速やかに実態調査を実施し、事務処理にとどまらず、改善のための方策を講ずる。【平成 19 年度調査実施、平成 20 年度から措置】

12. 本年6月に実態調査の結果が公表された際、含まれていなかった以下の設問について、回答結果をご教示願いたい。

《※幼保連携型、保育所型の私立保育所のみ回答》

問5. 保育に欠ける子どもの保育料はどのような方法で設定していますか。

問5-2. 保育料の徴収はどのように実施していますか。

問5-3. 保育に欠ける子どもの入所申込みが定員を超えた場合は、選考基準をどのように設定していますか。

問5-4. 直接契約により、保育料の設定や入所児童の選考を保育所が行うこととなったことで、問題は生じたか。

《※幼保連携型の施設のみ回答》

問6. 満3歳以上の保育に欠ける子どもに対する給食の外部搬入方式を導入していますか。

問6-2. 給食の外部搬入方式を実施していることで、給食の提供に関し不都合を感じたことはありますか。

問6-3. 給食の提供に関し不都合と感じたことは、どのような点ですか。

13. 本年5月に設置された「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」は、7月末に総合的な支援方策として取りまとめられた「認定こども園の普及促進について」の公表を

もって終了したと理解してよろしいか。継続される場合は、今後の予定をご教示願いたい。

14. 「認定こども園の普及促進について」の以下の3方策について、それぞれの詳細な内容や実施状況及び今後のスケジュールをご教示願いたい。

- 1) こども交付金制度の創設等
- 2) 運用改善等
- 3) 認定こども園の制度改革の検討

15. 上記14. 3)に関連して、運用改善等では対応しきれない制度上の限界があると考えられるため、制度改革の検討にあたっては、中間とりまとめで示したような幼保一元化も視野に入れた抜本的な制度改革も含めた幅広い議論がなされるべきと考えるが、貴省の見解如何。

以上